

## 議事

### (1) 高崎市国民健康保険事業の運営に関する協議会会長及び副会長の選出について

会長及び副会長が任期途中で委員を退任されましたので、高崎市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則に基づき、会長及び副会長の選出を行うものです。

#### (1) 会長及び副会長の選出に関する規定について

○高崎市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、公益を代表する委員のうちから全員がこれを選挙する。

規則上、公益を代表する委員の方の中から会長及び副会長を選出することになります。

#### (2) 選出方法について

これまでの選出方法については、公益を代表する委員の方々と協議していただき、そこで選ばれた委員の方を全委員で選出するという形をとっております。

今回も従来とおり、こちらの方法で選出いたします。

#### (3) 会長及び副会長の提案について

事務局では、公益を代表する委員の方々に協議をしていただきました。

協議の結果としましては、会長に中島 輝男 委員、副会長に根岸 赴夫 委員となりました。

事務局としましては、協議に基づき、会長に中島 輝男 委員、副会長に根岸 赴夫 委員を提案させていただきます。

(提案内容：会長及び副会長)

役 職	氏 名	備 考
会 長	中島 輝男	高崎市議会議員
副会長	根岸 赴夫	高崎市議会議員

報告事項① 令和2年度（2020年度）高崎市国民健康保険事業特別会計決算見込について

(単位：千円)

区 分		令和2年度 決算見込額	令和元年度 決 算 額	比 較	
入	1 国民健康保険税	医療給付費分現年課税分	5,231,419	5,299,790	△ 68,371
		医療給付費分滞納繰越分	247,617	346,809	△ 99,192
		後期高齢者支援金分現年課税分	1,364,214	1,386,037	△ 21,823
		後期高齢者支援金分滞納繰越分	65,318	91,192	△ 25,874
		介護納付金分現年課税分	580,143	595,565	△ 15,422
		介護納付金分滞納繰越分	38,294	56,437	△ 18,143
	計	7,527,005	7,775,830	△ 248,825	
	2 使用料及び手数料	0	0	0	
	3 国庫支出金	災害臨時特例補助金	36,986	372	36,614
		社会保障・税番号制度システム整備費補助金	4,345	—	皆増
計	41,331	372	40,959		
4 県支出金	普通交付金	23,181,194	23,979,579	△ 798,385	
	特別交付金	1,004,581	857,620	146,961	
	健康増進事業補助金	77	143	△ 66	
	計	24,185,852	24,837,342	△ 651,490	
5 財産収入	2,288	4,684	△ 2,396		
6 繰入金	保険基盤安定繰入金	1,920,357	1,929,156	△ 8,799	
	一般会計繰入金	627,599	653,294	△ 25,695	
	基金繰入金	537,591	605,298	△ 67,707	
	計	3,085,547	3,187,748	△ 102,201	
7 繰越金	108,546	106,899	1,647		
8 諸収入	318,015	400,576	△ 82,561		
歳 入 合 計		35,268,584	36,313,451	△ 1,044,867	
出	1 総務費	総務管理費	377,040	401,592	△ 24,552
		徴税費	37,265	37,573	△ 308
		運営協議会費	84	261	△ 177
		計	414,389	439,426	△ 25,037
	2 保険給付費	療養給付費	19,972,712	20,727,062	△ 754,350
		療養費	177,713	201,906	△ 24,193
		審査支払手数料	65,597	68,069	△ 2,472
		高額療養費	3,017,442	3,047,290	△ 29,848
		高額介護合算療養費	2,971	2,842	129
		移送費	0	0	0
出産育児一時金		94,276	97,139	△ 2,863	
葬祭費		25,950	24,700	1,250	
傷病手当金		207	—	皆増	
計	23,356,868	24,169,008	△ 812,140		
3 国民健康保険 事業費納付金	一般被保険者医療給付費分	7,169,486	7,401,165	△ 231,679	
	退職被保険者医療給付費分	0	3,519	△ 3,519	
	一般被保険者後期高齢者支援金等分	2,384,160	2,414,911	△ 30,751	
	退職被保険者後期高齢者支援金等分	0	1,237	△ 1,237	
	介護納付金分	881,892	888,788	△ 6,896	
計	10,435,538	10,709,620	△ 274,082		
4 保健事業費	特定健康診査等事業費	153,921	182,621	△ 28,700	
	保健衛生普及費	12,491	13,765	△ 1,274	
	疾病予防費	75,320	96,050	△ 20,730	
	計	241,732	292,436	△ 50,704	
5 基金積立金	2,288	4,684	△ 2,396		
6 公債費	0	0	0		
7 諸支出金	82,690	89,730	△ 7,040		
歳 出 合 計		34,533,505	35,704,904	△ 1,171,399	
歳入歳出差引残高		735,079	608,547	126,532	

決算見込みの説明（歳入）

（単位 千円）

区	分	令和2年度 決算見込額	説	明
歳 入	1 国民健康保険税	7,527,005	調定額	8,506,442 収入歩合 88.49%
	医療給付費分（現年）	5,231,419	調定額	5,427,081 収入歩合 96.39%
	医療給付費分（滞繰）	247,617	調定額	741,523 収入歩合 33.39%
	後期支援金分（現年）	1,364,214	調定額	1,416,806 収入歩合 96.29%
	後期支援金分（滞繰）	65,318	調定額	193,228 収入歩合 33.80%
	介護納付金分（現年）	580,143	調定額	610,013 収入歩合 95.10%
	介護納付金分（滞繰）	38,294	調定額	117,791 収入歩合 32.51%
	2 使用料及び手数料	0		
	3 国庫支出金	41,331		
	災害臨時特例補助金	36,986		東日本大震災に係る一部負担金免除等及び新型コロナウイルス感染症に係る保険税減免に対する国庫補助
	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	4,345		オンライン資格確認等の実施に伴うシステム改修に対する国庫補助
	4 県支出金	24,185,852		
	普通交付金	23,181,194		保険者給付費負担の交付金
	特別交付金	1,004,581		運営努力に応じた交付金 保険者努力支援分134,836 特別調整交付金分253,050 県繰入金539,319 特定健康診査等77,376
	健康増進事業補助金	77		
	5 財産収入	2,288		国民健康保険基金利子
	6 繰入金	3,085,547		
	保険基盤安定繰入金	1,920,357		
	一般会計繰入金	627,599		一定のルールに基づく一般会計からの繰入 福祉波及分98,086 出産育児一時金62,904 職員給与費等396,027 財政安定化支援事業70,581
	基金繰入金	537,591		国民健康保険基金からの繰入
	7 繰越金	108,546		前年度からの繰越金
8 諸収入	318,015		保険税延滞金、第三者納付金、返納金、 保険給付費等交付金普通交付金余剰金精算金	
歳 入 合 計	35,268,584			

決算見込みの説明（歳出）

（単位 千円）

区 分		令和2年度 決算見込額	説 明
歳 出	1 総務費	414,389	
	総務管理費	377,040	職員人件費（38人） 233,001 嘱託報酬等（12人） 34,294 役務費 29,751 電算事務負担金 37,314 連合会負担金 30,538
	徴税费	37,265	賦課経費 9,251 徴税経費 28,014
	運営協議会費	84	
	2 保険給付費	23,356,868	
	療養給付費	19,972,712	一般分 19,972,591 退職分 121
	療養費	177,713	一般分 177,616 退職分 97
	審査支払手数料	65,597	診療報酬明細書審査支払手数料
	高額療養費	3,017,442	一般分 3,017,302 退職分 140
	高額介護合算療養費	2,971	一般分 2,971 退職分 0
	移送費	0	
	出産育児一時金	94,276	225件
	葬祭費	25,950	519件
	傷病手当金	207	2件
	3 国民健康保険 事業費納付金	10,435,538	
	一般被保険者医療給付費分	7,169,486	一般被保険者の医療給付費に係る納付金
	退職被保険者医療給付費分	0	退職被保険者等の医療給付費に係る納付金
	一般被保険者後期高齢者支援金等分	2,384,160	一般被保険者の後期高齢者支援金等に係る納付金
	退職被保険者後期高齢者支援金等分	0	退職被保険者等の後期高齢者支援均等に係る納付金
	介護納付金分	881,892	介護納付金に係る納付金
4 保健事業費	241,732		
特定健康診査等事業費	153,921	特定健康診査委託料 137,563 特定保健指導委託料 488	
保健衛生普及費	12,491	保養施設利用補助（2,000円×842件） 1,684	
疾病予防費	75,320	人間ドック検診費補助金 日帰り（3,327件） 69,867 1泊2日（117件） 3,510 脳（71件） 1,917	
5 基金積立金	2,288	国民健康保険基金積立金	
6 公債費	0		
7 諸支出金	82,690	保険税還付金、償還金、返還金	
歳 出 合 計	34,533,505		

被保険者数・療養諸費等に関する調べ

区分	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
被保険者	被保険者数<年間平均>	91,302人 (95.2%)	86,073人 (94.3%)	82,427人 (95.8%)	79,456人 (96.4%)	78,024人 (98.2%)
	世帯数<年間平均>	54,378世帯 (97.0%)	52,455世帯 (96.5%)	51,056世帯 (97.3%)	49,869世帯 (97.7%)	49,563世帯 (99.4%)
療養諸費	金額	25,702,098千円 (97.7%)	24,699,803千円 (96.1%)	24,048,100千円 (97.4%)	23,979,100千円 (99.7%)	23,170,838千円 (96.6%)
	1人当り費用額	281,506円 (102.7%)	286,963円 (101.9%)	291,750円 (101.7%)	301,791円 (103.4%)	296,971円 (98.4%)
国税	調定額 <医療給付費分：現年分>	6,198,369千円 (96.3%)	5,827,034千円 (94.0%)	5,697,459千円 (97.8%)	5,560,089千円 (97.6%)	5,427,081千円 (97.6%)
	1人当り調定額	67,889円 (101.2%)	67,699円 (99.7%)	69,121円 (102.1%)	69,977円 (101.2%)	69,557円 (99.4%)

※1 療養諸費は療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費の合計額

※2 中の下欄( )は対前年比

## 報告事項② 国民健康保険被保険者証等の交付状況について

国民健康保険法施行規則第7条の2第1項の規定に基づき、被保険者資格の再確認を行うため、毎年10月1日から翌年の9月30日までの1年更新で被保険者証等を交付しています。

### 被保険者証等の交付状況

(単位：人数)

	令和元年度 (R元.9末)	令和2年度 (R2.9末)	参考：令和3年度 (R3.6末現在)
被保険者証	76,277 (96.17%)	75,839 (97.21%)	76,540 (99.04%)
資格証明書 ※1	799 (1.01%)	458 (0.59%)	242 (0.31%)
資格証明書世帯の 短期被保険者証 ※2	157 (0.20%)	96 (0.12%)	39 (0.05%)
短期被保険者証 ※3	2,077 (2.62%)	1,625 (2.08%)	462 (0.60%)
計	79,310 (100%)	78,018 (100%)	77,283 (100%)

#### ※1 資格証明書

事業の休廃止や病気など、国保税を納付することができない特別な事情がないにもかかわらず、1年以上滞納している世帯に被保険者証の代わりに交付。

医療機関にかかるときには医療費が一旦全額自己負担となり、後日申請により患者負担分を除いた額が払い戻されます。

#### ※2 資格証明書世帯の短期被保険者証

子どもの心身ともに健やかな育成に資するため、資格証明書世帯の高校生世代以下（18歳以下）の方に対し、有効期間6か月の短期被保険者証を交付。

#### ※3 短期被保険者証

国保税を8か月以上1年未満滞納している世帯に対し、納付相談の機会を確保するために、有効期間6か月以下の被保険者証を交付。

### 報告事項③ 特定健康診査（特定健診）・特定保健指導受診者等の状況について

被保険者の健康増進に寄与するため、市内指定医療機関における個別健診や各地域の保健センターなどで集団検診を実施しています。また、特定健診の審査結果に基づき、必要と認められる対象者に特定保健指導を実施しています。

●受診者の状況（法定報告数値 ※特定健診には人間ドック受診者数も含む）

区 分	H30 年度			R 元年度		
	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
特定健康診査	56,508	21,025	37.2	54,952	20,327	37.0
【参考】群馬県全体	330,500	137,012	41.5	320,721	136,133	42.4
特定保健指導	2,319	387	16.7	2,244	301	13.4
【参考】群馬県全体	16,213	2,783	17.2	16,160	2,846	17.6

### 報告事項④ 人間ドックの受診者の状況について

被保険者の健康増進に寄与するため人間ドック受診者に対して検診料の一部を助成しています。

●受診者の状況（募集期間：5月上旬（R2まで5月中旬）～12月下旬）

ドック 種別	H30 年度 (人)	R 元年度 (人)	R2 年度 (人)	R3 年度 6 月末申請者 (人)	助成金額（検診総額）
日帰り	4,265	4,201	3,327	1,984	21,000 円 (37,400 円)
1 泊	158	158	117	72	30,000 円 (66,000 円)
脳	147	114	71	45	27,000 円 (55,000 円)
合 計	4,570	4,473	3,515	2,101	

\*受診期間：5月中旬（R2まで6月）から翌年2月まで

### 報告事項⑤ 保養施設利用助成実績について

心身のリフレッシュを通じて健康増進を図るため、国保被保険者が保養施設に宿泊する場合、1人1泊につき2,000円を補助します。

●利用実績 (単位：人)

保養施設	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年 6 月末現在
ゆうすげ元湯 など4施設 (※)	1,663	1,341	842	93

(※) H30年度及びR元年度は、「レークサイドゆうすげ」を含む、5施設。

報告事項⑥ 国保被保険者証と高齢受給者証の一体化に伴う有効期限の調整について

被保険者証と高齢受給者証については、利用者の利便性などの観点から令和4年8月から県内市町村一斉に一体化が図られるよう、準備を進めております。

一体化は、被保険者証に高齢受給者証の機能を持たせる形で実施されますが、被保険者証と高齢受給者証の有効期限が違うことから10月から切り替わる被保険者証の更新に合わせて、有効期限を調整して交付する必要があります。

(1) 証の様式 (現行)

○国民健康保険被保険者証

群馬県 国民健康保険 被保険者証		有効期限 令和 年 月 日 番号 ○○○○○○○○ (枝番) ●●
氏名	生年月日	性別
適用開始年月日	令和 年 月 日	
世帯主氏名	住所 高崎市	
交付年月日 令和 年 月 日	保険者番号 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">100024</span>	
交付者名 高崎市 印	〒370-8501 高崎市高松町35番地1 ☎ 027-321-1111 (代)	



○高齢受給者証

群馬県国民健康保険 高齢受給者証	
有効期限 令和4年7月31日 交付年月日 令和3年8月1日	
番号	(枝番)
世帯主	住所
	氏名
対象保険被保者	氏名
	生年月日
一部負担金の割合	
発効期日	令和 年 月 日
保険者番号	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">100024</span>
並びに交付者の名称及び印	高崎市高松町35番地1 <b>高崎市</b> 電話 (027) 321-1111

※ 一体化後は「国民健康保険被保険者証」の券面に「高齢受給者証」の内容が記載されます。

(2) 有効期間 (現行)

- 被保険者証・・・令和3年10月1日～令和4年9月30日の1年間
- 高齢受給者証・・・令和3年 8月1日～令和4年7月31日の1年間

(3) 有効期限の調整

- ・令和3年10月以降に交付する被保険者証の有効期限を令和4年7月31日までの10か月間とし、高齢受給者証の有効期限に合わせます。
- ・令和4年8月1日から被保険者証と高齢受給者証が一体化され、その後の有効期間は、8月1日～7月31日となり、被保険者証の更新はこれまでの10月（9月発送）から8月（7月発送）に切り替わります。

	【R2】8月	10月	【R3】8月	10月	【R4】8月	【R5】8月
被保険者証		12か月		10か月		
高齢受給者証		12か月	12か月			
一体化証		令和4年8月から一体化			12か月	